厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業の賃金引上げをサポートします
～業務改善助成金について

滋賀労働局雇用環境・均等室
水出　美加子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 業務改善助成金とは
- 業務改善助成金（通常コース）
- 業務改善助成金（特例コース）
- 問い合わせ先など

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

業務改善助成金とは　1

業務改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

令和４年９月現在、通常コースと特例コースの２コースが設けられています。

事業内最低賃金引き上げ ＋ **設備投資等**（機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練） → **費用の一部を助成**

中小企業の範囲

・「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが右の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。

・なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	資本金の額または出資の総額		常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	１億円以下		100人以下
その他	３億円以下		300人以下

業務改善助成金とは　2

主な支給要件

1　賃金引上計画を策定すること
　事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）

2　引上げ後の賃金額を支払うこと

3　生産性向上に資する機器・設備やコンサルティングの導入、人材育成・教育訓練を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
（ (1) 単なる経費削減のための経費、 (2) 職場環境を改善するための経費、 (3)通常の事業活動に伴う経費などは除きます。）

4　解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと　など

助成額

　申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（千円未満端数切り捨て）。 なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、引き上げる労働者数、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

業務改善助成金とは　3

活用事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
専門家のコンサルティングによる業務フロー見直しによる顧客回転率の向上　　など

機械設備やコンサルティングの他、人材育成・教育訓練も助成対象となります。
　外部講師による従業員向けの研修、導入機器の操作研修
　外部団体等が行う人材育成セミナー等の受講　　など

活用事例集（厚生労働省ホームページにリンク）

製造業

卸売業・小売業

宿泊業・飲食サービス業

生活関連サービス業・娯楽業

医療・福祉業

人材育成・教育訓練の活用事例

コロナ禍における取組事例

引き上げ額と人数による上限額（通常コース）

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
３０円コース	30円以上	１人	３０万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		２～３人	５０万円	
		４～６人	７０万円	
		７人以上	１００万円	
		10人以上※	１２０万円	
４５円コース	45円以上	１人	45万円	
		２～３人	70万円	
		４～６人	100万円	
		７人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
６０円コース	60円以上	１人	60万円	
		２～３人	90万円	
		４～６人	150万円	
		７人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
９０円コース	90円以上	１人	90万円	
		２～３人	150万円	
		４～６人	270万円	
		７人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場
②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月間の月平均値が前年、前々年または３年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１月の利益率が３%ポイント以上低下している事業者

助成金支給までの流れ（通常コース）

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

交付申請期限：

令和５年１月31日

→ 審査・交付決定 →

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施

交付決定前に行った設備投資等は助成対象外です。

事業完了期限：

令和５年３月31日

→

労働局に事業実施結果を報告

報告期限：

事業完了日から起算して１月を経過する日又は令和５年４月10日のいずれか早い日

→ 審査 →

交付額確定後、労働局に支払い請求を提出

→ 支給

- **交付申請後に事業場内最低賃金を引き上げてください。**
- **交付決定後に設備投資等生産性向上のための事業を実施してください。**

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和５（2023）年３月31日**です。

今回拡充された点（通常コース）

拡充のポイント

1．原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者に特例が適用されます
新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により**利益率※が前年同月に比べ３%ポイント以上低下**した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前３か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅　　：「30%」→**「15%」** ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→**「3年前まで」**
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数**10人以上の助成上限額区分**を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→**「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」**

今回拡充された点（通常コース）

拡充のポイント

2．最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助 成 率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
９００円以上	3/4	4/5
９００円未満	4/5	9/10

事業場内最低賃金	助 成 率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
９２０円以上	3/4	4/5
８７０円以上 ９２０円未満	**4/5**	**9/10**
８７０円未満	**9/10**	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者１人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も**賃金引き上げ労働者数10人以上**の助成上限額区分を利用できます。

業務改善助成金（特例コース）

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が５%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いました。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること

  ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者

  ・比較する売上高等の生産指標：令和３年４月～令和４年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値

  ・比較対象期間：前年、前々年または３年前の同期

  ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和３年４月から令和４年12月のうち任意の１月における利益率が５%ポイント以上低下した事業者

- 令和３年７月16日から令和４年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること

  引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること

  就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。

- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

  生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

助成金支給までの流れ（特例コース）

助成金支給までの流れ

事業場内最低賃金を引き上げる

賃上げ対象期間
令和３年７月16日～
令和４年12月31日

交付申請書・事業実施計画などを提出する

交付申請期限：
令和５年１月31日（火）

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施
交付決定前に行った設備投資等は助成対象外です。

事業完了期限：
令和５年３月31日

労働局に事業実施結果を報告

報告期限：
事業完了日から起算して１月を経過する日又は令和５年４月10日のいずれか早い日

審査

交付額確定後、労働局に支払い請求を提出

支給

- **交付申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。**
- **交付決定後に、設備投資等生産性向上のための事業を実施してください。**

- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

今回拡充された点（特例コース）

拡充のポイント

1．申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変 更 前	変 更 後
申請期限	令和４年７月29日まで	**令和５年１月31日まで**
賃上げ対象期間	令和３年7月16日から 令和３年12月31日まで	令和３年７月16日から **令和４年12月31日まで**

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

今回拡充された点（特例コース）

拡充のポイント

2．対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により**利益率※が前年同月に比べ５%ポイント以上低下**した事業者」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和３年４月から令和４年12月のうち、任意の１か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和３年４月から［令和３年12月まで］ 見直し後：令和３年４月から**［令和４年12月まで］** ※比較対象期間を２年前まで→**３年前まで**に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、**事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】**に引き上げます。

助成額・助成率・助成対象（特例コース）

助成額・助成率

助成額	**最大100万円**　※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	**事業場内最低賃金により異なります。** **920円未満：４／５** **920円以上：３／４**

助成対象

A　生産向上等に資する設備投資等	機械設備※１、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※１：PC、スマホ、タブレットの新規購入、**乗車定員７人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車**なども対象**（自動車は乗車定員11人以上から拡充）**
B　業務改善計画に計上された関連する経費※２	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※２：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	３０万円
2人～3人	５０万円
4人～6人	７０万円
7人以上	１００万円

問い合わせ先など

■助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

業務改善助成金（通常コース）についてはこちら（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

業務改善助成金（特例コース）についてはこちら（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03_00026.html

■お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター　電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

■交付申請書提出先

滋賀労働局雇用環境・均等室　〒520-0806　大津市打出浜14-15　滋賀労働総合庁舎

TEL：077-523-1190　FAX:077-527-3277